

瀬戸内市高齢福祉タクシー助成事業 Q&A

1. 事業の内容に関すること

【問1】助成の内容はどのようなものですか？

【答】1枚当たり500円のタクシー利用券を年間72枚交付します（4月～3月分）。

- ・年度途中で申請の場合、6枚×年度残月数を交付します。
- ・申請のあった月から年度末分までを一括で交付します。

【問2】市福祉課の「福祉タクシー利用券」、市企画振興課の「タクシー活用事業利用券」と併せて申請することはできますか？

【答】「福祉タクシー利用券」、「タクシー活用事業利用券」との重複の申請はできません。

【問3】3つのタクシー利用券（福祉タクシー利用券・タクシー活用事業利用券・高齢福祉タクシー利用券）がありますが、どれを申請すればいいですか？

【答】いずれにも該当する方は、「福祉タクシー利用券」または「高齢福祉タクシー利用券」のいずれかの申請を行ってください。

- ・「福祉タクシー利用券」は、「在宅の身体障害者手帳1・2級所持者」、「在宅の療育手帳A所持者」を対象として、市が利用券を交付する制度です。
- ・市福祉課 ☎0869-26-5943（令和5年5月2日まで）
☎0869-24-8847（令和5年5月8日から）

【問4】年度途中でほかのタクシー利用券に変わることができますか？

【答】原則できません。その年度の間は申請したタクシー利用券を利用してください。年度が替わるタイミングであれば別のタクシー券を申請することができます。

ただし、使用しているタクシー利用券の要件に該当しなくなったとき、ほかのタクシー利用券の申請要件に該当している場合は、そちらのタクシー券の申請することができます。その場合、交付するタクシー利用券の枚数は、申請のあった月から当該年度末分までとなります。

【問5】「福祉タクシー利用券」、「タクシー活用事業利用券」を利用していますが、既に利用券を使い終わりました。追加で「高齢タクシー利用券」の申請はできますか？

【答】できません。

2. 申請手続き等に関すること

【問6】申請できるのはどのような条件の人ですか？

【答】次の①と②のどちらにも該当する人が対象です。

- ① 介護保険法に規定する要支援・要介護の認定を受け、認定期間内にある市内に住所を有するの在宅^{※1}の人。
- ② 運転免許証（原付やバイクを含む）^{※2}を持っていない人。

※1 以下のいずれかの施設に入院、入所または入居している期間は対象外となります

- ・病院または診療所
- ・認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）
- ・特別養護老人ホーム
- ・老人保健施設
- ・介護医療院

※2 有効期限切れで失効となっていない状態の免許証を含みます。

【問7】申請書はどこで受け取れますか（提出できますか）？

【答】申請書は市役所 本庁・牛窓支所・長船支所・裳掛出張所でお渡ししています。同じ場所で提出することもできます。

- ・申請書は市ホームページからダウンロードすることもできます。

【問8】申請する際に必要なものは何ですか？

【答】申請書だけです。

【問9】申請書を郵送やFAXで提出することはできますか？

【答】できます。

【問10】運転免許証を持っていますが、更新していないので有効期限が切れています。運転はできないので申請条件の「運転免許を保有していない」に該当しますか？

【答】有効期限から6か月を経過していない場合は、手続きにより再交付が可能なことから、「運転免許証を保有していない」に該当しません。瀬戸内警察署で返納の手続きをしていただくことで申請の条件を満たします。

有効期限から6か月を経過している場合は、「運転免許を保有していない」に該当となります。

紛失等の理由で運転免許証が手元にない場合でも返納の手続きはできます（原則）ので、瀬戸内警察署にご相談ください。

- ・瀬戸内警察署 ☎0869-34-6110

【問 11】 タクシー利用券は、いつ・どのようにして受け取れますか？

【答】 申請書を受領後、申請内容の確認を行い、交付決定の後、申請者本人の住所にお届けします。申請書受領から交付決定まで概ね1週間ぐらいの期間を要します。利用券は受け取った日からご利用いただけます。

【問 12】 年度ごとの申請が必要ですか？

【答】 必要です。各年度の申請受付開始日等は、市ホームページ等でお知らせします。

【問 13】 年度の途中でも申請できますか？

【答】 年度の途中でも申請することができますが、交付するタクシー利用券の枚数は、申請のあった月から当該年度末分までとなります。

《年度途中で新たに対象になる方の例》

- ・ 要介護認定申請を行い、要支援、要介護の認定を受け、条件を満たす方。
- ・ 運転免許証を返納して、条件を満たす方。

3. 利用方法に関すること

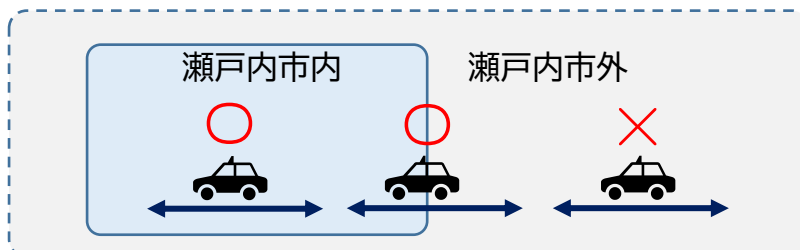
【問 14】 利用できるタクシー会社等はどこですか？

【答】 この事業に登録いただいた事業者に限り利用することができます。利用できる事業者は、市からタクシー利用券を郵送する際に同封するチラシをご参照ください。（市ホームページでもご確認いただけます）

- ・ 利用できる事業者は、年度により（または年度途中で）変更になる場合があります。

【問 15】 利用できる移動範囲の制限はありますか？

【答】 乗車と降車のどちらとも（またはいずれか）が、市内の場合に利用できます。乗車と降車のどちらともが、市外の場合は利用できません。



【問 16】 利用料金が 500 円以下でした。利用券を使用しても構いませんか？

【答】 1 回の利用金額が利用券の額面以下の場合でも使用できますが、お釣りは出ません。

★利用額が 300 円の場合

利用券 1 枚利用の場合

500 円→300 円

1 枚の助成額は
300 円になります。
(お釣りは出ません)

★利用額が 1,200 円の場合

利用券 2 枚利用の場合

500 円 500 円

100 100

200 円は現金で支払い

または

利用券 3 枚利用の場合

500 円 500 円

500 円→200 円

最後の 1 枚の助成額は
200 円になります。
(お釣りは出ません)

【問 17】 複数回乗車した料金総額が 500 円でした。1 枚のチケットで支払えますか？

【答】 できません。

1 回の乗車につき、1 枚以上の利用となります。往復の場合、2 枚の利用となります。

【問 18】 利用の期限はありますか？

【答】 有効期限は交付された年度の末日（3 月 31 日）です。
期限を過ぎた利用券は使えませんのでご注意ください。

【問 19】 タクシーの割引制度と併用してもよいですか？

【答】 障害者手帳をお持ちの方の割引制度など、各種割引制度適用後の金額に応じて利用券を利用できます。

【問 20】 おかやま愛カードと併用してもよいですか？

【答】 運転免許証を自主的に返納等された方からの申請により発行された「おかやま愛カード」との併用は可能です。適用後の金額に応じて利用券を利用できます。

【問 21】 家族や知人に譲渡してもよいですか？

【答】 家族や知人への譲渡はできません。利用券は、交付された本人しか利用できません。本人以外が不正に使用した場合には、利用券の助成額、利用券を返還していただきますのでご注意ください。

【問 22】 本人以外の方が同乗することはできますか？

【答】 利用券を交付された本人が乗車していれば、家族や知人が同乗することができます。家族や知人だけの乗車では利用できません。

【問 23】 1回の乗車で利用できる枚数の制限はありますか？

【答】 1回の乗車につき1枚以上となります。配布枚数が上限となります。

【問 24】 利用券を紛失または破損した場合、再交付してもらえますか？

【答】 原則として、利用券の再交付はしません。ただし、汚れたり破損した利用券については交換できます。

- ・汚れたまたは破損した利用券の交換を希望する場合は、市役所いきいき長寿課にご連絡ください。なお、汚れたまたは破損した利用券をご自身で処分した場合（手元がない場合）は交換に応じられませんのでご注意ください。

市いきいき長寿課 ☎0869-26-5948（令和5年5月2日まで）

☎0869-24-8869（令和5年5月8日から）

【問 25】 乗務員に「利用券の利用」を事前に伝える必要がありますか？

【答】 乗車の際に乗務員にお伝えし、利用券をそのままお渡しくください。タクシー等を電話予約する際にあらかじめお伝えいただくことをおすすめします。

【問 26】 年度の途中で施設入所となりました。残っている利用券はどうすればよいですか？

【答】 交付対象となる要件を満たさなくなった場合、その期間中は利用できません。いきいき長寿課までご連絡ください。